

令和3年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況
 (経済部経済企画局経済企画課、地域経済局中小企業課、労働政策局雇用労政課)

開催年月日 令和3年10月5日
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答弁者 経済部長、地域経済局長、
 経済調査担当課長、
 企業活動支援担当課長、
 中小企業課長、調整担当課長、
 金融担当課長、雇用労政課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 コロナ禍における事業者、労働者支援について (一) 飲食店における感染防止対策等について 1 飲食店における感染防止対策の認証等について (菊地委員) 道は9月29日の本部会議で「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた札幌市内の飲食店については営業時間21時まで、酒類提供は20時まで可能とする方針を決定しました。 すでに9月1日からは「飲食店における感染防止対策の認証」の受付を開始していましたが、この試行制度では酒類提供等の措置が設けられていなかったのはなぜか。 また、認証を受けた飲食店が営業時間を延長できる仕組みの有効性を、道はどのように認識していたのか、伺います。</p> <p>2 認証制度の契約について (菊地委員) ただいまの答弁では、認証制度に取り組む道の主体性が全く伝わってこないのですが、それでは、認証制度の契約についてお尋ねします。 認証制度の事業契約に関わって契約金額、契約時に想定していた申請件数と認証件数、及びどのような判断基準で事業者を選定したのか、伺います。</p> <p>2-再 認証制度の契約について (菊地委員) 認証制度に係る現地調査の実施にあたって、どの程度の人員で対応しており、そのうち道職員はどの程度含まれているのか伺います。 また、本業務に係る契約は新規ではなく、既存契約の変更で対応した理由についても伺います。</p> <p>2-再々 認証制度の契約について (菊池委員) 結局、現地調査に加わった道職員ですね、この累計人数をお示しください。</p>	<p>(企業活動支援担当課長) 飲食店における感染防止対策の認証等についてございますが、道では、国の基本的対処方針等を踏まえ、他の都府県の取組も参考にし、本年6月から第三者認証制度の導入に向けた実証モデル調査を開始し、その調査結果を踏まえ、9月24日に本事業の実施につなげたところでございます。 その後、9月28日の国の基本的対処方針で、その他地域の認証店における営業時間短縮を20時から21時に緩和する要件が示されたところでございます。</p> <p>(企業活動支援担当課長) 認証制度の契約についてでございますが、認証制度に関する契約は、約1,480万円で、新北海道スタイル構築促進事業として既に委託実施している事業内容の変更により対応しているところでございます。 また、契約時における申請件数及び認証件数は、それぞれ1,000件程度を想定していたところであり、さらに現在、多くの事業者からの申請に対応できるよう、道や札幌市の職員を加えまして、体制を強化したところでございます。</p> <p>(企業活動支援担当課長) 認証制度の実施体制についてでございますが、道では、感染リスクを低減させる行動を新しい生活様式やビジネススタイルとして定着させていくための道民運動である新北海道スタイルの取組を進める上で、感染拡大防止策の徹底を促進する第三者認証制度は相乗効果が期待されますことから、効率的かつスピード感をもって新北海道スタイル構築促進事業を進めるという観点で、委託実施していた事業内容の一部を変更することにより対応したところでございます。 さらに、9月28日に国が示した基本的対処方針を踏まえまして、認証の取得をより早く進めるため、最大200人の体制を構築して、通常は道の職員も25名程度が加わり現地調査を行っているところでございます。</p> <p>(企業活動支援担当課長) 現地調査の実施体制についてでございますが、道職員は昨日まで累計290名が対応してきたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2-再々々 認証制度の契約について (菊池委員) 事業者と契約変更まで行い、最大200名体制を構築しているのに、なぜ道職員や札幌市職員を毎日動員しなければいけないのか、契約変更に次ぐ変更で、そもそも認証制度を実施する体制なのか、制度設計を見誤ったため、多くの職員にさらなる過重労働を求めざるを得なかったのではありませんか。契約変更を行ったにも関わらず、多くの職員が動員せざる得なくなった理由について、あらためて伺います。</p>	<p>(企業活動支援担当課長) 認証制度の実施体制についてでございますが、道は、今回の認証にあたり、効率的かつスピード感を持って、認証の取得をより早く進めるため、委託事業者に加えまして、道や札幌市の職員を含む、最大200人の体制を構築し、まずは飲食店のご都合を伺って、現地調査の日程を確認の上、速やかに現地調査を行い、要件を満たしている飲食店につきましては、その場で認証書を交付するなど、申請いただいた事業者の皆様が、できるだけ早く認証を取得していただけるよう、取り組んでいるところでございます。</p>
<p>2-再々々々 認証制度の契約について (菊池委員) そのために大変なご苦勞を道職員の皆さんされてるってことですね。それで、4月8日に行われたプロポーザル審査会の議事録を読みました。認証制度の言葉など、どこにも無いんです。新北海道スタイル推進、感染防止対策と言えば、どんな事業も契約変更で済むことになるというのは、重大な問題です。受託した電通北海道を代表とするコンソーシアムが、プロポーザル審査会で、全く審査されていない認証制度業務を受託するに足りると、どのように検討し、いつ判断したのか伺います。</p>	<p>(企業活動支援担当課長) 認証制度の契約などについてでございますが、道は、4月23日の国の対処方針の改訂を踏まえまして、認証制度について検討を行うこととしたところでございます。 このため、制度導入に向けた実証調査を行うこととし、その際、飲食店における感染防止対策の取組を普及する新北海道スタイルの推進の取組と目的を同じくすることから、新北海道スタイル普及啓発事業の一部で実施することとし、6月29日に契約変更を行ったものでございます。</p>
<p>3 これまでの感染防止対策からの変更点について (菊池委員) 北海道飲食店の感染防止対策認証制度の認証基準について伺います。 必須項目、推奨項目あわせて28項目が示されています。認証制度実施に当たり、「飲食店における感染防止対策の認証」に新たに追加された項目や変更点はあるのか、お尋ねします。</p>	<p>(企業活動支援担当課長) 新たに追加された項目や変更点についてでございますが、モデル調査の認証基準は、国が示した標準的な基準の内容を活かしつつ、専門家からも意見を伺って決定したものです。 本実施の認証基準の整理にあたりましては、飲食店や市町村の皆様からご意見を伺うとともに、国から示された基準案を踏まえ、本道の特性に応じた寒冷地における換気の基準やCO2センサーの使用等による換気状況の把握に努めることを追加しましたほか、基準の内容に応じて、必須項目と推奨項目に整理したものでございます。</p>
<p>4 感染防止対策基準の明確化について (菊池委員) 周知のための工夫が必要と考えます。 バーテーションの設置に関しても説明を読んだだけでは、求められている内容が正確に伝わりにくいと思います。しかも事業者にはですね、不十分に認識してるってことは、チェックを受けるまで分からないわけです。その分認証までの時間が余計にかかることになりそうですし、誤解を招くことのないように改めるべきではないかと考えますが、いかがですか。</p>	<p>(企業活動支援担当課長) 感染防止対策の基準についてでございますが、第三者認証制度を実効性ある感染防止対策とするため事業者の皆様には制度の必要性や内容などをご理解いただくことが重要と認識しております。 このため、道では、ホームページや新聞広告などを活用して制度の周知を図るとともに、専用のコールセンターを開設し、事業者からの様々な相談に丁寧に対応してきたところでございます。道といたしましては、認証制度の実施により、飲食店における感染防止対策の更なる徹底が図られるものと考えており、今後も、引き続き、事業者の皆様への周知に努め、一層のご理解、ご協力を得て、実効性ある制度となるよう、取り組んでまいります。</p>
<p>5 感染防止対策助成について (菊池委員) 「飲食事業者等感染防止対策補助金」についてですが、75,000円が補助上限とされていますが、1度しか</p>	<p>(中小企業課長) 飲食事業者等感染防止対策補助金についてでございますが、この補助金は、飲食をはじめ美容室や学習塾、</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>利用できません。 これでは更なる対策を行おうとしても何の助成もない飲食店が増えるのではないのでしょうか。感染対策をさらに強化しようとする飲食店すべてが支援を受けられるように改めるべきではありませんか、伺います。</p> <p>6 認証制度の弾力運用について (菊地委員) 認証制度についての広報が始まって、私どものところに一番先に飛び込んできた声として、申請から認証までですね、1ヶ月程度かかる、こういう不満でした。飲食店にとっては、営業時間を延ばせるかどうかというのは死活問題です。今後、申請件数が急増することも想定されます。申請から認証までの時間が、さらにかかることも懸念されますが、一刻も早く認証手続きを取るとともに、申請と同時に暫定措置で営業時間を認めるなど、柔軟な運用も行うべきではないでしょうか、伺います。</p> <p>(菊池委員) 認証までの期間が相当短縮されているというご答弁でした。ただあの、<u>制度設計のあり方も含めて、知事にもお伺いしたい</u>と思いますので、<u>お取りはかりをお願いいたします。</u></p> <p>(二) 事業者の支援について 1 倒産、廃業等について (菊地委員) コロナ禍以前との比較において、企業倒産の状況是件数と業種について伺うとともに、休廃業と解散について、どう把握されているのか、業種別の状況とあわせて伺います。</p> <p>2 行政に求められていることについて (菊地委員) 企業経営者が新型コロナウイルス感染症の影響に関して、行政に期待することとしては、どういうことが多いのか、伺います。</p>	<p>英会話教室など対面サービスを提供する事業者の皆様を対象として、事業者の皆様にとって必要な感染防止対策の実施を支援する目的で、アクリル板や換気設備、CO2センサーの導入などに要する経費を補助することとしたものであり、申請は1事業者につき1回としてございます。</p> <p>道といたしましては、第三者認証の取得を希望する飲食店など、感染防止対策の強化に取り組む、より多くの事業者の皆様にも、活用していただきたいと考えてございます。</p> <p>(経済部長) 現在のところ、申請から認証まで、だいたい2日程度で行ってございます。</p> <p>道では、今回の認証にあたりまして、道や札幌市の職員、そして委託業者によりまして、最大200名程度の体制でですね、飲食店との調整がつき次第、速やかに現地調査を行い、要件を満たしている飲食店につきましては、その場で認証書を交付いたしまして、その日から営業時短の緩和が可能ということになってございます。</p> <p>道といたしましては、申請があり次第、速やかに書類の確認及び現地調査を行い、できるだけ早く認証できますよう、取り組んでまいります。</p> <p>(金融担当課長) 道内の倒産などの状況についてでございますが、民間調査会社が行った調査によりますと、本年1月から8月までの道内の倒産件数は92件で、コロナ禍以前の令和元年の同期間と比較しますと66件減少しており、業種別に見ますと、多い順に、飲食業を含むサービス業が34件、小売業が15件、卸売業が14件となっております。</p> <p>また、同じく調査会社の調査によりますと、昨年1年間の道内における休廃業・解散企業数は2,225件で、前年から6件増加しておりまして、業種別に見ますと、多い順に、飲食業を含むサービス業が716件、建設業が443件、小売業が359件となっております。</p> <p>(経済調査担当課長) 企業経営者が行政に期待することについてでございますけれども、道では、全道の企業経営者に対して、四半期ごとに実施をしている「企業経営者意識調査」の中で、新型コロナウイルス感染症の影響に関し、「行政に期待すること」について伺っているところでございます。</p> <p>本年7-9月期の調査の中間集計では、回答が多かった順から、支援金・給付金・助成金の継続・拡充が57.6%、当面の需要喚起が38.2%、感染状況に関する情報発信が36.9%、融資・貸付の継続・拡充が28.8%、税・社会保険料・公共料金等の納</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 国の給付金、支援金について (菊地委員) 支援金、給付金、助成金の継続・拡充が57.6%ということです。 これまでですね緊急事態宣言が3回、まん延防止等措置3回であるのに対し、持続化給付金、家賃支援金が一回限りであることに対する不満は非常に大きいものがあります。この点について、どう受け止めているのか。事業者を守る立場で国に再支給を求めるべきではないか、伺います。</p> <p>5 コロナ対応の緊急借入について (菊地委員) コロナ対応の緊急借入によって、全国の企業の債務は急激に膨張していると思われませんが、どう認識しているのか。この債務の減額が見込まれることで事業者は積極的事業展開が可能になると考えますが、債務軽減に向けてどう取り組むのか伺います。</p> <p>4 道の特別支援金について (菊地委員) 道の特別支援金についても伺います、道の特別支援金についてこれまでAは50%以上の売り上げ減少、BとCで30%以上の減少として、給付額の引き上げを行ってきました。条件緩和と給付額引き上げが事業者の期待に応じてきたと認識していますが、所見を伺います。</p> <p>6 手厚い支援について (菊地委員) 今後、万一、営業自粛を再度求めることになった場合には、思い切った手厚い支援を行うべきと考えます</p>	<p>付猶予の継続・拡充が、17.8%となっているところでございます。</p> <p>(地域経済局長) 持続化給付金などについてでございますが、感染症の影響が長期化する中、全道の幅広い事業者の皆様には大きな影響が及んでおり、事業者の皆様からは、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の給付を求められております。 道といたしましては、事業活動の維持・継続に向け、こうした給付金の給付が重要であると認識しておりまして、国に対し繰り返し要請を行ってきたところでございます。 今後とも、道内中小・小規模企業の皆様の事業継続が図られますよう、引き続き、国に対して必要な支援を粘り強く求めてまいります。</p> <p>(地域経済局長) 企業債務の状況等についてでございますが、令和2年度法人企業統計調査によりますと、全国の企業借入金の総額は549兆3,251億円で、前年度と比べ10.4%増加しておりまして、借入金の急激な増加など財務状況の悪化による企業の事業継続への影響が懸念されるところでございます。 こうしたことから、道では、金融機関や支援機関などと連携しながら、厳しい経営状況に置かれている中小・小規模企業の皆様からの経営や金融に関する相談にきめ細かく対応するとともに、今年度、企業の財務体質の強化を図る日本政策金融公庫の資本金劣後ローンと協調する融資や、金融機関からの伴走支援を得ながら経営改善を行う融資を創設いたしました。 道といたしましては、今後とも、こうした融資制度の利用を促進するなど、中小・小規模企業の皆様への金融の円滑化に取り組み、経営の維持・継続を図るとともに、新たな事業展開に向け、資金調達を支援してまいります。</p> <p>(調整担当課長) 道の特別支援金についてでございますが、道では、これまで、休業要請等にご協力いただいた飲食店等の取引先や外出自粛等による影響を受け、売上高が減少した事業者の皆様に対しまして、感染防止に向けた協力に対する支援として、道特別支援金を支給してきたところでございます。 また、今般、感染症の影響の長期化により、事業者の皆様への経営は大変厳しい状況となっておりますことから、これまでの道特別支援金の支援額を倍増した新たな特別支援金を本定例会に提案したところでございます。 道といたしましては、より多くの皆様へ、この支援金をご活用していただけますよう、今後とも、きめ細かな周知を行いますとともに支援金の早期支給に努めてまいります。</p> <p>(経済部長) 事業者の皆様への支援についてでございますが、感染症の影響の長期化によりまして、事業者の皆様への経営</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>が、いかがか伺います。</p> <p>(三) 労働者の支援について</p> <p>1 非正規雇用者・求職者数等について (菊地委員) 労働者の支援についても伺います。 本道のコロナ前との比較で正規雇用者数と非正規雇用者数の人数はどう変化したのか。また、同様に求職者数はどのように変化したのか、伺います。</p> <p>2 非正規雇用者への支援について (菊地委員) 個人事業主は厳しい条件ながらも、支援金がありますが、アルバイト雇用などはシフトを減らされた場合、たちまち生活苦に追い込まれています。非正規雇用者、アルバイト等の支援をさらに手厚くする必要がありますのではないかと考えますが、見識を伺います。</p> <p>3 本道における個人消費の推移について (菊地委員) 道民の個人消費について、コロナ以前との比較で、主要な指標はどうなっているのか、お示しください。</p> <p>4 所得増等について (菊地委員) 道民全体として、個人消費が落ち込み、特に非正規雇用や低所得層で困窮し、生活福祉資金や生活保護制</p>	<p>は大変厳しい状況となっておりますことから、道では、これまでの特別支援金の支援額を倍増した新たな特別支援金を本定例会に提案したところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、伴走型の経営相談や専門家派遣といったきめ細かな相談に加えまして、国や道の各般の支援策の活用を促しますとともに、金融機関などと緊密に連携しながら資金調達の円滑化を図るほか、国に対しまして、あらゆる機会を活用し、地方創生臨時交付金の更なる増額や持続化給付金の再度の支給を求めるなどいたしまして、厳しい経営環境にある全道の幅広い事業者の皆様の経営の維持・継続に取り組んでまいります。</p> <p>(雇用労政課長) 本道の正規雇用労働者数等についてでございますが、総務省の「労働力調査」によりますと、感染症拡大前の令和元年4月から6月の3ヶ月と本年の同期を比較いたしますと、正規雇用労働者数は、1万人増加して134万人、非正規雇用労働者数は、4万人減少して83万人となっております。</p> <p>また、北海道労働局によりますと、月間有効求職者数は、同じく感染症拡大前の令和元年8月の76,771人に対しまして、本年8月は83,830人と、7,059人の増加となっております。</p> <p>(雇用労政課長) 非正規雇用労働者への支援についてでございますが、道ではこれまで、シフト制の短時間雇用の方々を含め支援対象とされている「雇用調整助成金」や「休業支援金・給付金」につきまして、経済団体や業界団体、労働団体等を通じ、広く周知しているほか、「短期おしごと情報サイト」によるアルバイト情報の提供や、労働相談ホットラインによる相談対応に努めているところでございます。</p> <p>さらに、離職を余儀なくされた方々の迅速な再就職に向けては、ジョブカフェにおけるカウンセリング体制を拡充するとともに、Webを活用した合同企業説明会、職場研修等を開催しているところであり、引き続き、変化する雇用情勢に応じ、非正規雇用労働者をはじめとした働く方々の雇用の維持・安定に向け、適時・適切に取り組んでまいります。</p> <p>(経済調査担当課長) 道民の個人消費についてでございますけれども、家計の消費動向に関する代表的な指標である総務省の「家計調査報告」における二人以上の世帯の消費支出をみますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の令和元年におきましては、本道では、1世帯あたり1か月間の平均で271,988円であったのに対し、令和2年は267,187円と、1.8%の減少となっております。</p> <p>(経済部長) 所得増に向けた取組などについてでございますが、感染症の影響が長期化いたします中、道では、働く方</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>度の利用がかつてなく増えています。この現状に照らし、個人の所得を増やし、個人消費を増加させてこそ、経済全体を明るくすることができると思いますが、どのように認識していますか。また、有効な施策が求められているとも考えますが、道として、対応をどのように考えているのか、伺います。</p> <p>(菊地委員)</p> <p>お尋ねしてきましたが、事業者にとっても労働者にとっても様々な指標からみて大変厳しい状況にあると思われまます。</p> <p>とりわけ、中小零細企業の事業継続、労働者については雇用確保に向けて政策展開を期待しまして、次の質問に移らせていただきます。</p>	<p>々の雇用の維持・安定に向けまして、国や経済団体等とも連携をしながら、雇用調整助成金の活用促進をはじめとして、各般の対策に取り組みますとともに、今回引き上げられた最低賃金が遵守されるよう、周知徹底を図っているところでございます。</p> <p>また、大変に厳しい経営環境のもとで事業継続に懸命に取り組んでいらっしゃいます事業者の皆様に向けた足下対策の充実を図りますと同時に、感染状況を慎重に見極めながら、需要喚起策の段階的な実施に取り組むなどいたしまして、感染対策と社会経済活動の回復に向けた取組の両立につなげまして、本道経済の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。</p>